

福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物処理に  
係る緊急時対応計画

令和 4 年 8 月

環境省福島地方環境事務所

## 1. はじめに

本計画は、福島県の汚染廃棄物対策地域と指定された 11 市町村内に存在しているコンデンサ、安定器等の高濃度 PCB 廃棄物（以下「対策地域内廃棄物」という。）を中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道 PCB 処理事業所（以下「JESCO 北海道事業所」という。）において処理を行うにあたり、対策地域内廃棄物の運搬及び処理における緊急時の対応方法を定め、安全かつ確実な処理に資することを目的として作成する。

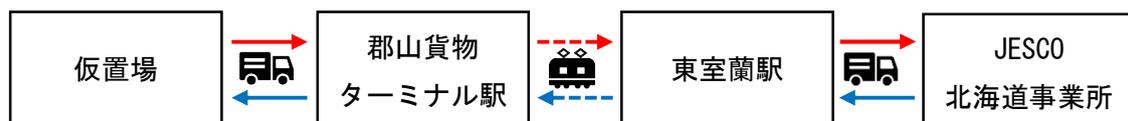
なお、JESCO 北海道事業所へ搬入する対策地域内廃棄物は、放射性物質による影響がないことが確認できたものである。

また放射性物質によるトラブル等以外の対応については、これまで通り「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道 PCB 処理事業所 緊急時対応マニュアル」（平成 20 年 1 月 8 日 2008 年手順第 1 号）に基づき対応する。

## 2. 運搬～処理の流れ

対策地域内廃棄物の処理に当たり、全体のルートは以下の通りである。

具体的には、高濃度 PCB 廃棄物を保管している福島県内の仮置場において、PCB 運搬用のコンテナに詰められた状態で、仮置場から郡山貨物ターミナル駅（福島県郡山市）までトラックによる運搬を行い、郡山貨物ターミナル駅で日本貨物鉄道株式会社の貨物列車にコンテナごと載せて東室蘭駅へ鉄道による運搬を行う。東室蘭駅から JESCO 北海道事業所まではトラックによる運搬を行う。



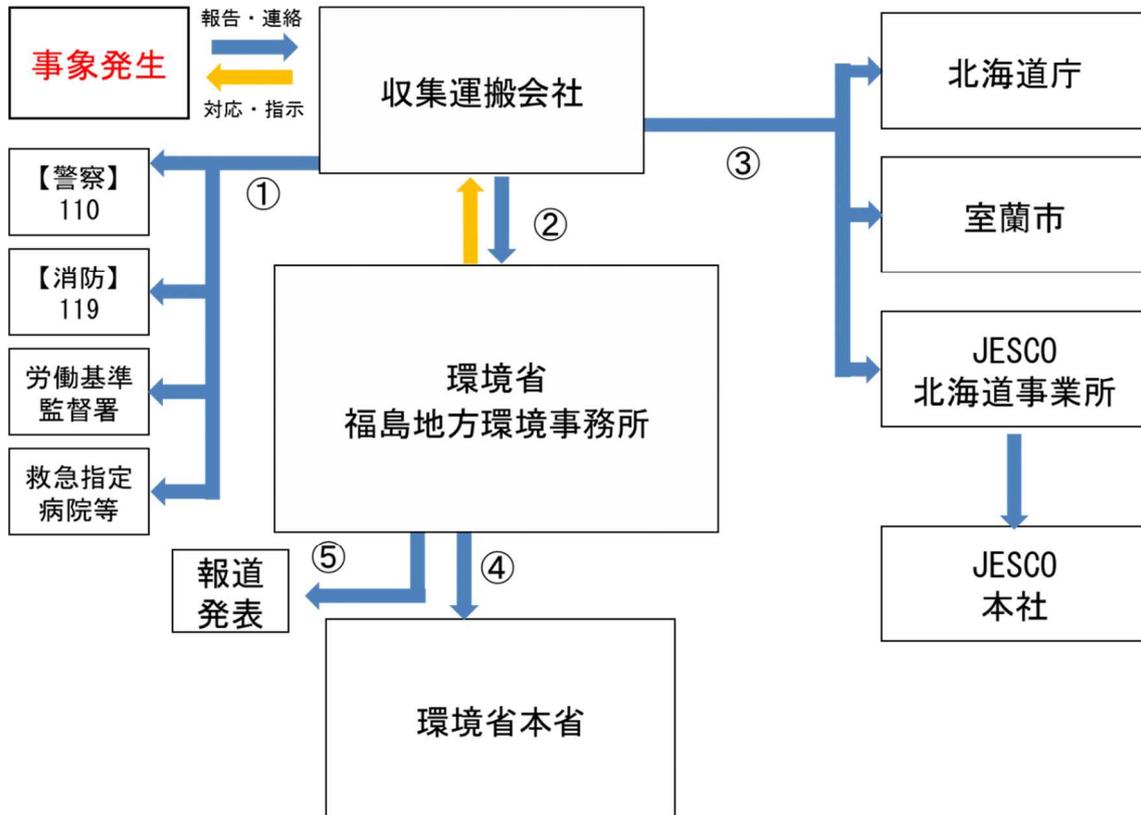
赤：往路

青：復路

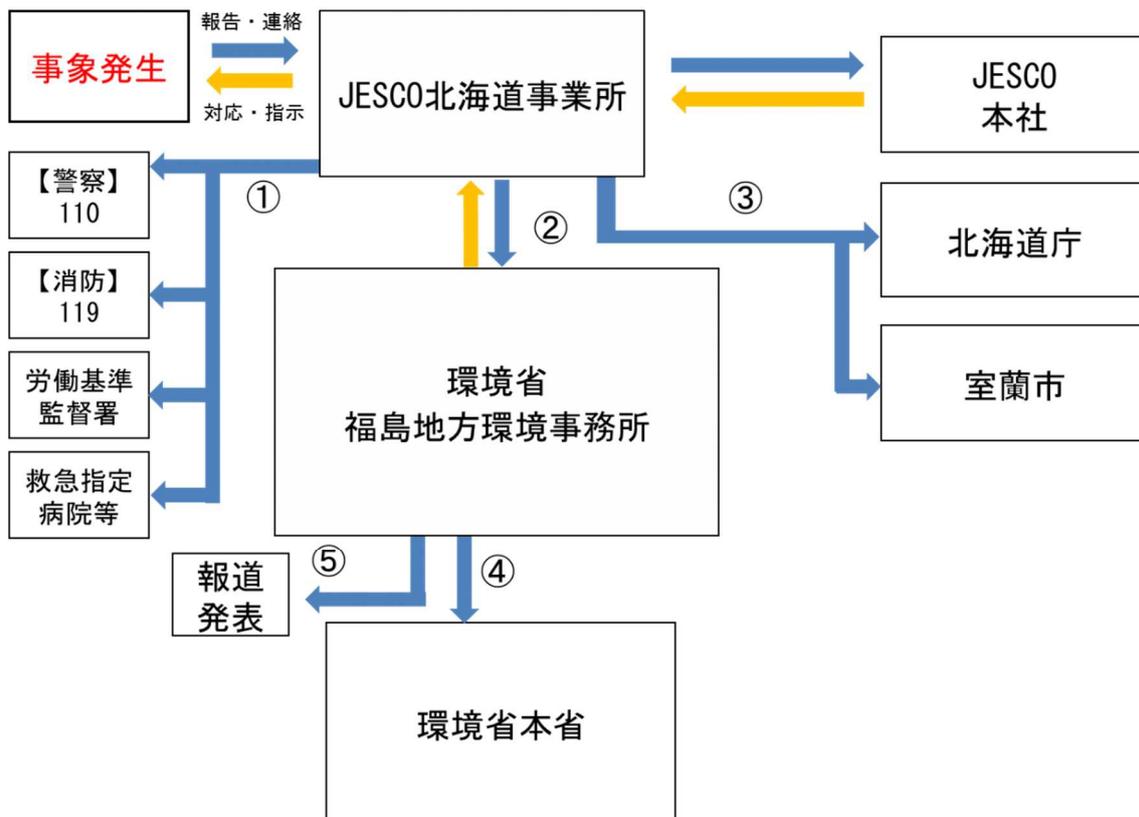
### 3. 緊急時の対応

#### 3.1 連絡体制等

緊急事態が発生した時は、初動対応を講じるとともに、並行して以下「緊急連絡体制図」に基づいて、各関係者に連絡・報告を行う。



図：緊急連絡体制図①（運搬時）



図：緊急連絡体制図②（JESCO 北海道事業所での処理時）

### 3.2 運搬～処理時に常備する物品

緊急時の対応に備え、対策地域内廃棄物の運搬・処理時には以下のものを常備することとする。

- ・ 回収器具（スコップ、ウェス等の吸収材含む）
- ・ 保護具（防護服、防塵マスク、保護メガネ）
- ・ ロープ、標識
- ・ 消火器
- ・ 照明器具
- ・ 携帯電話
- ・ 線量計

### 3.3 緊急対応の手順

#### (1) 運搬時における緊急対応

トラック又は鉄道による運搬中に交通事故が発生した場合は、収集運搬会社は PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインで示されている緊急措置に加え以下の手順で緊急措置を行い、対策地域内廃棄物の飛散、流出を防ぎ、周辺環境及び周辺住民への影響を防ぐ。

なお、運搬時は GPS による追跡を行うとともに、環境省職員等が行程を追跡し、適切に対策地域内廃棄物が移動されているか確認を行う。

#### 【緊急措置】

- 運転手は、直ちに運搬車を安全な場所に止める。
- 緊急連絡体制図①に従い、通報・連絡を行い、警察・消防からの指示に従う。
- 漏洩した対策地域内廃棄物周辺の空間線量率を測定する。
- 通行人等が近づくおそれがある場合には、対策地域内廃棄物に近づかないよう、ロープを張る等措置をする。
- 運搬作業員のみでの対応が困難な場合は、環境省等に応援を要請する。

#### (2) JESCO 北海道事業所における処理時の緊急対応

JESCO 北海道事業所における処理時の漏洩等の事故に対しては、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道 PCB 処理事業所 緊急時対応マニュアル」(平成 20 年 1 月 8 日 2008 年手順第 1 号)に基づき緊急通報、応急活動を行うことを基本とし、放射線防護の観点から以下の対応を行う。

以下、処理工程順に従って対応を示す。

#### ア) JESCO 処理施設搬入前及び搬入室におけるトラックの空間線量率が、バックグラウンドとおおむね同程度※ではなかった場合

※バックグラウンド測定値の平均値+バックグラウンド測定値の標準偏差の 3 倍以内  
(廃棄物関係ガイドライン (平成 25 年 3 月環境省))

※ただし、空間線量率は天候や地面の状態等により変動するため、これらの変動要因にも留意しつつ評価を行います。

→バックグラウンドとおおむね同程度と評価できなかった場合は、JESCO 北海道事業所で処理を行わず、全て福島へ持ち帰る。

イ) 梱包容器開封後に対策地域内廃棄物の表面汚染密度についてサンプル調査※  
を行い、 $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ を超えたものが発見された場合

※コンデンサは32台全て(6面中底面を除く)、安定器は処理に支障をきたさない程度(十数台程度)に表面汚染密度を測定する予定です。

→ $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ を超えた対策地域内廃棄物は速やかに梱包し遮へい措置を取るとともに、JESCO 北海道事業所で処理を行わず、全て福島へ持ち帰る。

ウ) 対策地域内廃棄物の処理中に PCB の漏洩事故等が起こった場合

→作業を直ちに停止し、PCB 漏洩への緊急措置を行った後、敷地境界の空間線量率を測定し、異常が検出されないことを確認するとともに、緊急連絡体制図②に基づき連絡を行う。

エ) 対策地域内廃棄物の処理中に火災が起こった場合

→速やかに消火活動を行った後、敷地境界の空間線量率を測定し、異常が検出されないことを確認するとともに、緊急連絡体制図②に基づき連絡を行う。

オ) 対策地域内廃棄物の処理期間中において敷地境界付近の空間線量率がバックグラウンドとおおむね同程度ではなかった場合

→速やかに処理を停止し、周辺住民に影響を及ぼすことのないよう、対策地域内廃棄物をドラム缶やペール缶等で梱包して遮へい等の措置を講ずるとともに、緊急連絡体制図②のとおり連絡を行う。

→異常が検知された原因を究明するとともに、必要な措置を講じる

カ) PCB の処理が完了した対策地域内廃棄物(以下「処理後物」という)の取り出し、搬出作業時に、漏洩事故等が起こった場合

→速やかに飛散防止措置を行った後、現場の空間線量率を測定し、異常が検出されないことを確認するとともに、緊急連絡体制図②に基づき連絡を行う。

→異常が検知された場合は、速やかに処理後物を梱包し遮へい措置を取り、搬出作業を進める。

## 参照条文等

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法  
(平成二十三年法律第百十号)

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(以下「特定廃棄物」という。)の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則  
(平成二十三年環境省令第三十三号)

(特定廃棄物収集運搬基準)

第二十三条 特定廃棄物(事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物(以下「基準適合特定廃棄物」という。)を除く。以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。)の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートル離れた位置における一センチメートル線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること。

ホ (略)

五～七 (略)

2 (略)

(特定廃棄物処分基準)

第二十五条 特定廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

八 (略)

2 (略)

- 廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版 環境省)

- PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成16年3月(平成23年8月改訂))